

新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴う 『電話診療による処方箋の発行』について

当院では、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に従い、
『電話受診による処方箋の発行』を行っております。

以下のいずれかに該当し、**主治医が対面診療を不要と判断した場合のみ**、電話診療での処方箋発行が可能となります。

1. 慢性疾患等を有する定期受診患者様で、今まで処方されていた慢性治療薬の処方
を可能と判断した場合
(慢性疾患に対する治療薬の継続処方)
2. 慢性疾患等を有する定期受診患者様で、原疾患により発症が容易に予測される症状
の変化に対して、これまで処方されていない慢性疾患の治療薬が必要と判断した場
合
(慢性疾患に対する治療薬の追加や変更)

注意事項

- ◆ 主治医が対面診療での病状確認が必要と判断した場合や急性疾患への処方、院内処方のお薬は対象外となります。
- ◆ 前回処方されたお薬が残っている場合は、次回予約日までは処方できません。
原則、「**予約当日**」にお電話ください。(代表電話：093-203-2220)
- ◆ 電話での診療は平日午前中の専門外来が行われている場合のみとさせていただきます。
受付時間：9:00～12:00(月曜～土曜)
- ◆ 診察代(電話診察料、処方箋料)は、次回の来院時にお支払いをしていただきます。